

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸 鰐浦地区 瀧浜③ (対馬市上対馬町大字鰐浦字瀧浜222-1 ~231-1)	護岸		81 m	—	—	—	上対馬町の 一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
2	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸 鰐浦地区 鬼ヶ崎 (対馬市上対馬町大字鰐浦字鬼ヶ崎80~ 60)	護岸		68 m	—	—	—	上対馬町の 一部	耕作放棄地	
3	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸 鰐浦地区 瀧浜② (対馬市上対馬町大字鰐浦字瀧浜232~ 245)	護岸		25 m	—	—	—	上対馬町の 一部	耕作放棄地	
4	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸 鰐浦地区 瀧浜① (対馬市上対馬町大字鰐浦字瀧浜235~ 245)	護岸		61 m	—	—	—	上対馬町の 一部	耕作放棄地	
5	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸 鰐浦地区 鰐場② (対馬市上対馬町大字鰐浦字鰐場304~ 312)	護岸		95 m	—	—	—	上対馬町の 一部	耕作放棄地	
6	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸 鰐浦地区 カキセ② (対馬市上対馬町大字鰐浦字カキセ1129 ~1098-3)	護岸		212 m	—	—	—	上対馬町の 一部	耕作放棄地	
7	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸 鰐浦地区 菅ノ浦 (対馬市上対馬町大字鰐浦字菅ノ浦 1311-1~1276)	護岸		89 m	—	—	—	上対馬町の 一部	耕作放棄地	
8	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸 鰐浦地区 久松① (対馬市上対馬町大字鰐浦字久松1351- イ~1320-1)	護岸		68 m	—	—	—	上対馬町の 一部	耕作放棄地	
9	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸 鰐浦地区 久松② (対馬市上対馬町大字鰐浦字久松1412- 1~1351-2)	護岸		257 m	—	—	—	上対馬町の 一部	耕作放棄地	
10	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸 鰐浦地区 落手井戸 (対馬市上対馬町大字鰐浦字落手井戸 陽1710~宇美水の本1415-1)	護岸		508 m	—	—	—	上対馬町の 一部	耕作放棄地	

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
11	対馬市	長崎県 (農林振興局)	上対馬海岸 豊地区 落井戸 (対馬市上対馬町豊字落井戸1492～ 1452-1)	護岸		622 m	—	—	—	上対馬町の 一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
				突堤		1基 134m	—	—	—	—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	—	—	—	—	
12	対馬市	長崎県 (農林振興局)	上対馬海岸 豊地区 深浦 (対馬市上対馬町大字豊字深浦イ112～ 174)	護岸		531 m	—	—	—	上対馬町の 一部	耕作放棄地	<p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
				水門 (陸閘)		7ヶ所	—	—	—	—	—	
13	対馬市	長崎県 (農林振興局)	上対馬海岸 唐舟志地区 コフノ採 (対馬市上対馬町唐船志字コフノ採912)	護岸		62 m	—	—	—	上対馬町の 一部	耕作放棄地	<p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
14	対馬市	長崎県 (農林振興局)	上対馬海岸 唐舟志地区 瀬戸 (対馬市上対馬町唐船志字瀬戸11)	護岸		103 m	—	—	—	上対馬町の 一部	耕作放棄地	
15	対馬市	長崎県 (農林振興局)	峰海岸 志多賀地区 椎ノ浦 (対馬市峰町大字佐賀字竹ノ浦873～ 878)	護岸		61 m	—	—	—	峰町の一部	耕作放棄地	
16	対馬市	長崎県 (農林振興局)	峰海岸 志多賀地区 鹿ノ浦 (対馬市峰町大字志多賀字鹿ノ浦749)	自然護岸		—	—	—	—	峰町の一部	耕作放棄地	
17	対馬市	長崎県 (農林振興局)	峰海岸 榎地区 トクエ (対馬市峰町大字榎字トクエ316～378)	護岸		338 m	—	—	—	峰町の一部	耕作放棄地	<p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
18	対馬市	長崎県 (農林振興局)	峰海岸 榎地区 ヲロノ浦 (対馬市峰町大字榎字オロノ浦904～408)	堤防		94 m	—	—	—	峰町の一部	耕作放棄地	
				護岸		296 m	—	—	—	—	—	
				水門 (樋門)		2基	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	—	—	—	—	

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
19	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸 榑地区 一里ヶ浦 (対馬市峰町大字榑字一里ヶ浦441～442)	護岸		233 m	—	—	—	峰町の一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
20	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸 佐賀地区 竹ノ浦 (対馬市峰町佐賀字竹ノ浦873～878)	護岸		347 m	—	—	—	峰町の一部	耕作放棄地	
21	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸 佐賀地区 水ヶ浦 (対馬市峰町大字佐賀字水ヶ浦862～871)	護岸		149 m	—	—	—	峰町の一部	耕作放棄地	
22	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸 佐賀地区 飯盛 (対馬市峰町大字佐賀字飯盛851～860)	護岸		188 m	—	—	—	峰町の一部	耕作放棄地	
23	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸 千尋藻地区 船カクシ (対馬市豊玉町大字チロモ字船カクシ1513～ロ-521)	護岸		30 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
24	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸 曾地区 ナギハマ (対馬市豊玉町大字曾字ナギハマ534-3～字アノ瀬604)	護岸		349 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
25	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸 横浦地区 元横浦 (対馬市豊玉町横浦字元横浦227-218)	護岸		226 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
				突堤		1基 38m	—	—	—	—	—	
26	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸 横浦地区 白子 (対馬市豊玉町横浦字白子9～12-2)	護岸		311 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
27	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 芦ヶ浦地区 雷 (対馬市美津島町芦浦字雷368-16～364-1)	護岸		106 m	—	—	—	美津島町の一部	耕作放棄地	
28	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 芦ヶ浦地区 大島 (対馬市美津島町芦浦字大畑352-1)	自然護岸			—	—	—	美津島町の一部	耕作放棄地	

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
29	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 芦ヶ浦地区 ニツテ (対馬市美津島町芦浦字フタツテ345～ 344)	自然護岸			—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
30	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鴨居瀬地区 竹崎① (対馬市美津島町鴨居瀬字大竹崎554-2 ～558-3)	護岸		160 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
31	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鴨居瀬地区 竹崎② (対馬市美津島町鴨居瀬字竹崎544～ 547)	護岸		182 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				突堤		1基 20m	—	—	—	—	—	
32	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海 岸鴨居瀬地区 カラス水 (対馬市美津島町鴨居瀬字烏水467～ 477)	護岸		94 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
33	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鴨居瀬地区 コウノ浦 (対馬市美津島町鴨居瀬字住吉491)	護岸		20 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
34	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鴨居瀬地区 乗越 (対馬市美津島町鴨居瀬字乗越500-二～ 513)	護岸		99 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
35	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鴨居瀬地区 鯨浦 (対馬市美津島町鴨居瀬字鯨浦670-2)	護岸		30 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
36	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鴨居瀬地区 東深浦 (対馬市美津島町鴨居瀬字深浦659～ 572)	護岸		40 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
37	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鴨居瀬地区 鴨居瀬① (対馬市美津島町鴨居瀬字海落593)	護岸		43 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
38	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鴨居瀬地区 鴨居瀬② (対馬市美津島町鴨居瀬字海落588-1)	護岸		32 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
39	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鴨居瀬地区 幸崎 (対馬市美津島町鴨居瀬字コウ崎615～ 628-2)	護岸		112 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
40	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鴨居瀬地区 スカノ浜 (対馬市美津島町鴨居瀬字スカノ濱647～ 649)	護岸		127 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
41	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鴨居瀬地区 海落② (対馬市美津島町鴨居瀬字海落597-1～ 593)	護岸		46 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
42	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鴨居瀬地区 ホソコ浦 (対馬市美津島町鴨居瀬字ホソコ浦605)	護岸		62 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
43	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 小船越地区 加瀬浦 (対馬市美津島町小船越25)	護岸		55 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
44	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 小船越地区 加瀬浦② (対馬市美津島町小船越9～11-2)	護岸		186 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
45	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 小船越地区 加瀬浦③ (対馬市美津島町小船越12)	護岸		49 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
46	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 小船越地区 千切① (対馬市美津島町小船越字千切327-8～ 327-4外4)	護岸		49 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	—	—	—	—	
47	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 小船越地区 千切② (対馬市美津島町小船越字千切327-13 ～330)	自然護岸		—	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
48	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 小船越地区 イトリ小島 (対馬市美津島町小船越34)	護岸		75 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
49	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 小船越地区 大志度路西ビラ (対馬市美津島町小船越133-6に隣接する 道路～80-1)	護岸		67 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	—	—	—	—	

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
50	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 犬吠地区 中の浦① (対馬市美津島町犬吠280～287)	護岸		166 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
51	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 犬吠地区 中の浦② (対馬市美津島町犬吠301～303-ロ)	自然護岸			—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
52	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 犬吠地区 中の浦③ (対馬市美津島町犬吠288)	護岸		44 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
53	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 犬吠地区 中の浦④ (対馬市美津島町犬吠297)	護岸		108 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
54	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 犬吠地区 入道ヶ浦① (対馬市美津島町犬吠241～254)	堤防		60 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
55	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 犬吠地区 入道ヶ浦② (対馬市美津島町犬吠264-3～273)	護岸		121 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
56	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 緒方地区 モド (対馬市美津島町緒方8～25)	護岸		345 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
57	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 久須保地区 水の浦 (対馬市美津島町久須保39)	護岸		50 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
58	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 緒方地区 ウゼ (対馬市美津島町緒方321)	堤防		25 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
59	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 緒方地区 源八 (対馬市美津島町緒方39～46-13)	護岸		139 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
60	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 緒方地区 モド越① (対馬市美津島町緒方75)	堤防		65 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
61	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 緒方地区 モド越② (対馬市美津島町緒方54～61)	自然護岸			—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		
62	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 久須保地区 万関 (対馬市美津島町久須保804-1～813-1)	堤防		32 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—		—
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	—	—	—	—		—
63	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 大船越地区 ムツロ (対馬市美津島町大船越109～120)	堤防		123 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地		
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—		—
64	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 大船越地区 ムツロ① (対馬市美津島町大船越94-6～95-2)	堤防		32 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地		
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—		—
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	—	—	—	—		—
65	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 大船越地区 ムツロ② (対馬市美津島町大船越86-1～94-3)	堤防		31 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地		
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	—	—	—	—	—	
66	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 大船越地区 コノセ (対馬市美津島町大船越60～63)	堤防		42 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地		
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	—	—	—	—	—	
67	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 大船越地区 コノセ① (対馬市美津島町大船越6～63)	堤防		56 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地		
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	—	—	—	—	—	

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
68	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 大船越地区 コノセ② (対馬市美津島町大船越18~56)	堤防		46 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	—	—	—	—	
69	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 大船越地区 炭焼 (対馬市美津島町大船越18~20)	堤防		52 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	—	—	—	—	
70	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 竹敷地区 白連江 (対馬市美津島町竹敷636-3)	堤防		76 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1ヶ所	—	—	—	—	—	
71	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 洲藻地区 血浦 (対馬市美津島町洲藻973~939)	堤防		46 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				護岸		133 m	—	—	—	—	—	
72	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鶏知地区 久須ヶ浜 (対馬市美津島町鶏知872-2~683)	堤防		239 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				護岸		111 m	—	—	—	—	—	
				突堤		1基	—	—	—	—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	—	—	—	—	
73	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鶏知地区 太田浦 (対馬市美津島町鶏知32~262-1)	護岸		821 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
74	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鶏知地区 長板 (対馬市美津島町鶏知410-411~461-6)	堤防		39 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
75	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鶏知地区 ナイラ① (対馬市美津島町鶏知26-4~27)	護岸		28 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
76	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鶏知地区 ナイラ② (対馬市美津島町鶏知10-11~24)	護岸		35 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
77	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鶏知地区 鍵谷原 (対馬市美津島町鶏知479)	堤防		67 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
78	海岸保全区域の廃止による欠番											
79	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 尾崎地区 採ノ口 (対馬市美津島町尾崎667)	護岸		56 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
80	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 尾崎地区 木ノ木庭 (対馬市美津島町尾崎599~624)	護岸		213 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
81	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 加志地区 名越平原 (対馬市美津島町加志735~746-1)	堤防		652 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作地	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	—	—	—	—	
82	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸加志地区 松浦 (対馬市美津島町加志36-2~40-1)	自然護岸		—	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
83	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸吹崎地区 長浜 (対馬市美津島町吹崎333-1~362)	護岸		749 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	—	—	—	—	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
84	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸吹崎地区 釣ヤリ (対馬市美津島町吹崎271-1~287)	護岸		170 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
				水門 (樋門)		2ヶ所	—	—	—	—	—	
85	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸吹崎地区 シワイド (対馬市美津島町吹崎296~289-1)	護岸		55 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
86	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸吹崎地区 シマブリ (対馬市美津島町吹崎304-1~309)	護岸		163 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
87	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸吹崎地区 犬ヶ首 (対馬市美津島町吹崎321~326)	護岸		77 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
88	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸吹崎地区 大筒① (対馬市美津島町吹崎382-1~400-1)	護岸		108 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
89	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸吹崎地区 大筒② (対馬市美津島町吹崎454~472-2)	護岸		138 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
90	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸箕形地区 大笛 (対馬市美津島町箕形326-1~362)	護岸		289 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	—	—	—	—	
91	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸箕形地区 タガエ (対馬市美津島町箕形286~288)	護岸		96 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	—	—	—	—	
92	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸箕形地区 榎キ河内 (対馬市美津島町箕形38)	護岸		62 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
93	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸箕形地区 クヤン島 (対馬市美津島町箕形21-1~25)	護岸		145 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
94	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸箕形地区 赤隈 (対馬市美津島町箕形7-3~8)	護岸		179 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (陸閘)		4ヶ所	—	—	—	—	—	

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
95	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸洲藻地区 粽木庭 (対馬市美津島町洲藻12)	護岸		72 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
96	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸洲藻地区 イカノ原 (対馬市美津島町洲藻19)	護岸		79 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	—	—	—	—	
97	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸黒瀬地区 坂ナシ (対馬市美津島町黒瀬371~492)	護岸		170 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	—	—	—	—	
98	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸黒瀬地区 蔵内 (対馬市美津島町黒瀬493)	堤防		141 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
99	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸黒瀬地区 剱越 (対馬市美津島町黒瀬117)	自然護岸		—	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
100	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸黒瀬地区 テイノ浦 (対馬市美津島町黒瀬90-93~98-100)	護岸		182 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
101	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸黒瀬地区 滝ノ浦 (対馬市美津島町黒瀬42-5~75)	護岸		73 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
102	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸黒瀬地区 ホリエ (対馬市美津島町黒瀬6-2~20)	護岸		89 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
103	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸黒瀬地区 面天奈 (対馬市美津島町黒瀬1-22~1-24)	堤防		159 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
104	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸黒瀬地区 岩屋 (対馬市美津島町黒瀬145)	護岸		173 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
105	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸屋ヶ浦地区 大平 (対馬市美津島町屋ヶ浦157-1~159-3)	護岸		106 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
106	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸屋ヶ浦地区 飯盛 (対馬市美津島町屋ヶ浦162~177)	護岸		386 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作地	
107	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸竹敷地区 深浦 (対馬市美津島町竹敷4-11~4-135)	護岸		670 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
108	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸竹敷地区 由理越 (対馬市美津島町竹敷4-163~4-170)	護岸		370 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
109	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 狭瀬戸 (対馬市美津島町島山197)	堤防		58 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
110	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 御所ノ浦 (対馬市美津島町島山181~185-1)	堤防		61 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作地	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
111	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 平野① (対馬市美津島町島山157-1~156-1)	堤防		34 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作地	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	—	—	—	—	
112	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 平野② (対馬市美津島町島山132~184)	堤防		5 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作地 民家 農道	
				護岸		41 m	—	—	—	—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	—	—	—	—	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
113	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 江の内 (対馬市美津島町島山224~240)	堤防		87 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
114	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 塔の浦 (対馬市美津島町島山247)	堤防		25 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	—	—	—	—	
115	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 島山 (対馬市美津島町島山252~257-1)	堤防		84 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	—	—	—	—	
116	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 赤崎 (対馬市美津島町島山267~269)	護岸		59 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	—	—	—	—	
117	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 屋敷畑 (対馬市美津島町島山295~303)	護岸		41 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
118	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 曲網代 (対馬市美津島町島山304~323)	堤防		55 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
119	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 環わだ (対馬市美津島町島山350~368)	護岸		61 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	—	—	—	—	
120	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 大クスギ (対馬市美津島町島山379~383)	護岸		110 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
121	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 網打 (対馬市美津島町島山239)	護岸		70 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
122	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 弘法浦 (対馬市美津島町島山418~419-1)	堤防		114 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	—	—	—	—	
123	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 オシガ浦 (対馬市美津島町島山111~92)	堤防		61 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	—	—	—	—	
124	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 大クヌギ② (対馬市美津島町島山387~393-24)	堤防		31 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	—	—	—	—	
125	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 甌 (対馬市美津島町島山200~3~198)	護岸		66 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
126	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸大山地区 真ノ浦 (対馬市美津島町大山100)	堤防		194 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	—	—	—	—	
127	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸大山地区 海落① (対馬市美津島町大山440~458)	堤防		192 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	—	—	—	—	

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		
128	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸大山地区 和田の浦① (対馬市美津島町大山391~406)	堤防		92 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—		—
				水門 (陸閘)		4ヶ所	—	—	—	—	—		—
129	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸大山地区 和田の浦② (対馬市美津島町大山366~388)	堤防		138 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地		
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—		
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	—	—	—	—		
130	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸大山地区 和田の浦③ (対馬市美津島町大山301~352)	堤防		710 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地		
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—		
				水門 (陸閘)		6ヶ所	—	—	—	—	—		
131	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸大山地区 仁田崎 (対馬市美津島町大山256~280)	護岸		168 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地		
132	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸大山地区 家深浦 (対馬市美津島町大山855-ニ~855-2)	護岸		77 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地		
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—		
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	—	—	—	—		
133	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸大山地区 マフ (対馬地美津島町大山91~99-1)	護岸		221 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地		
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	—	—	—	—		

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
134	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸大山地区 下隅 (対馬市美津島町大山756~782)	堤防		88 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
135	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸大山地区 下隅② (対馬市美津島町大山94~796)	護岸		86 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	<ul style="list-style-type: none"> ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	—	—	—	—	
136	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸大山地区 大千切 (対馬市美津島町大山字千切ノ内2~12-1)	護岸		120 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	<ul style="list-style-type: none"> ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
137	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 網掛① (対馬市美津島町濃部字網掛27~30)	堤防		103 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				護岸		54 m	—	—	—	—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	—	—	—	—	
138	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 網掛② (対馬市美津島町濃部字網掛32-1)	堤防		50 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	—	—	—	—	

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		
139	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 橘① (対馬市美津島町濃部字網掛43~55)	堤防		117 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>	
				護岸		52 m	—	—	—	—	—		—
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—		—
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	—	—	—	—		—
140	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 濃部浦① (対馬市美津島町濃部字濃部浦ノ内67)	護岸		83 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地		
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—		
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	—	—	—	—		
141	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 濃部浦② (対馬市美津島町濃部字濃部浦ノ内86)	護岸		74 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地		
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—		
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	—	—	—	—		
142	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 濃部浦③ (対馬市美津島町濃部字濃部浦ノ内104~105)	護岸		71 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地		
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—		
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	—	—	—	—		
143	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 石原 (対馬市美津島町濃部字石原225)	護岸		43 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地		
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—		
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	—	—	—	—		

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
144	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 濃部 (対馬市美津島町濃部字サカナシ253)	護岸		67 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
145	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 柳ヶ浦 (対馬市美津島町濃部字柳ヶ浦315)	護岸		79 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	—	—	—	—	
146	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 大シン浦 (対馬市美津島町濃部字林408～ヲヲシンナ451)	護岸		137 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		6ヶ所	—	—	—	—	—	
147	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 呼崎 (対馬市美津島町濃部字ヨブ崎495)	堤防		20 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				護岸		73 m	—	—	—	—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	—	—	—	—	
148	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 ニヶ浦 (対馬市美津島町濃部字乙ヶ浦522～524)	護岸		64 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	—	—	—	—	
149	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 小島亀浦① (対馬市美津島町濃部字小島亀浦544～553)	堤防		51 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	—	—	—	—	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
150	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 小島亀浦② (対馬市美津島町濃部字小島亀浦560)	護岸		66 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
151	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 シラカタ (対馬市美津島町濃部字シラカタ583～611)	護岸		658 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		7ヶ所	—	—	—	—	—	
152	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 源太浦 (対馬市美津島町濃部字源太浦583～611)	護岸		132 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作地 民家	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	—	—	—	—	
153	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 千切③ (対馬市美津島町大山字千切10)	護岸		99 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
154	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 京ヶ島 (対馬市美津島町濃部字京ヶ島8～9)	護岸		176 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
155	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 網掛③ (対馬市美津島町濃部字網掛30-3～30-1)	護岸		50 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
156	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 長崎② (対馬市美津島町濃部字長崎623～626)	護岸		80 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
157	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 橘② (対馬市美津島町濃部字橘58～61)	護岸		123 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
158	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 ヒコモリ (対馬市美津島町濃部字ヒコモリ487-1～480-1)	護岸		65 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	—	—	—	—	

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		
159	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 林 (対馬市美津島町濃部字林406～399-1)	護岸		95 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—		—
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	—	—	—	—		—
160	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 林第一 (対馬市美津島町濃部字林393-2～398)	護岸		52 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地		
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	—	—	—	—		
161	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 林第二 (対馬市美津島町濃部字林392-2)	堤防		49 m	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地		
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	—	—	—	—		
162	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸和板地区 和板浜 (対馬市豊玉町和坂字和坂ノ浜15～706)	護岸		260 m	—	—	—	豊玉町の 一部	耕作放棄地		
163	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸仁位地区 志賀原 (対馬市豊玉町仁位字志賀原706～宇志賀原545-2)	護岸		288 m	—	—	—	豊玉町の 一部	民家		
				水門 (樋門)		2基	—	—	—	—	—		
164	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸糸瀬地区 山木③ (対馬市豊玉町大字糸瀬字山木番外～大字和枝志賀原542～)	護岸		268 m	—	—	—	豊玉町の 一部	耕作放棄地		
165	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸糸瀬地区 山木① (対馬市豊玉町糸瀬字山木221)	堤防		50 m	—	—	—	豊玉町の 一部	耕作放棄地		
166	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸糸瀬地区 山木② (対馬市豊玉町糸瀬字山木220)	護岸		47 m	—	—	—	豊玉町の 一部	耕作放棄地		
167	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸糸瀬地区 若松 (対馬市豊玉町糸瀬字若松213～199)	堤防		72 m	—	—	—	豊玉町の 一部	耕作放棄地		
168	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸糸瀬地区 ナヤノハマ (対馬市豊玉町糸瀬字向在所152～字ナヤノハマ196)	護岸		936 m	—	—	—	豊玉町の 一部	耕作放棄地		
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—		

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
169	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸貝鮎地区 クジラセ (対馬市豊玉町貝鮎字コチマリ451~コ ラクジラセ478)	護岸		1,368 m	—	—	—	豊玉町の一 部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的に点検・評価を 実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて長寿命化を 図るなど、適切な維持・修繕に 努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下 等について、定期的に点検・評 価を実施し、必要に応じてブロ ックの補充等による適切な維持 ・修繕に努め、施設の機能を確保 する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調査 するとともに、必要に応じて長 寿命化を図るなど、適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保 する。</p>
170	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸貝鮎地区 貝鮎 (対馬市豊玉町貝鮎字貝鮎イ263-2)	護岸		49 m	—	—	—	豊玉町の一 部	耕作放棄地	
171	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸貝鮎地区 ヌクエ (対馬市豊玉町貝鮎ヌクエ212)	護岸		51 m	—	—	—	豊玉町の一 部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	—	—	—	—	
172	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸貝鮎地区 浦の原 (対馬市豊玉町貝鮎字浦ノ原400~432)	水門 (樋門)		1基	—	—	—	豊玉町の一 部	耕作放棄地	
173	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 長崎 (対馬市豊玉町嵯峨字長崎176~167-1)	護岸		236 m	—	—	—	豊玉町の一 部	耕作放棄地	
174	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 高瀬 (対馬市豊玉町大字嵯峨字高瀬90-2~ 84)	護岸		236 m	—	—	—	豊玉町の一 部	耕作放棄地	
175	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 浜椿 (対馬市豊玉町嵯峨字浜椿82~物咄75- 0)	護岸		115 m	—	—	—	豊玉町の一 部	耕作放棄地	
176	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 カシゴウ② (対馬市豊玉町嵯峨字カシゴウ73~46)	護岸		92 m	—	—	—	豊玉町の一 部	耕作放棄地	
177	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 タツノ (対馬市豊玉町嵯峨字タツノ24~19)	護岸		221 m	—	—	—	豊玉町の一 部	耕作放棄地	
178	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 ミヨウゴウ② (対馬市豊玉町嵯峨字ミヨウゴウ168~ 187)	護岸		167 m	—	—	—	豊玉町の一 部	耕作放棄地	
179	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 カナカケ② (対馬市豊玉町大字嵯峨字カナカケ499 ~大字貝鮎字大石浦185)	護岸		521 m	—	—	—	豊玉町の一 部	耕作放棄地	
180	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 テイノ浦 (対馬市豊玉町大字嵯峨字二の崎224~ 231)	護岸		123 m	—	—	—	豊玉町の一 部	耕作放棄地	

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
181	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 マナゴ (対馬市豊玉町嵯峨字マナゴ17~16)	堤防		64 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
182	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 カシゴウ (対馬市豊玉町嵯峨字カシゴウ48-1~66)	護岸		42 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
183	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 トウニヤ (対馬市豊玉町嵯峨字トウニヤ39)	護岸		307 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
184	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 白セ浦① (対馬市豊玉町嵯峨字白瀬浦93)	護岸		40 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
185	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 白セ浦② (対馬市豊玉町嵯峨字白瀬浦101-1)	護岸		40 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
186	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 仏の浦 (対馬市豊玉町嵯峨字仏ノ浦125)	堤防		59 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
				護岸		222 m	—	—	—	—	—	
187	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 鯨瀬 (対馬市豊玉町嵯峨字鯨瀬197-2)	護岸		70 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
188	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 ミヨウゴウ① (対馬市豊玉町嵯峨字ミヨウゴウ101-2)	護岸		51 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
189	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 フル月 (対馬市豊玉町嵯峨字フル月519~520)	堤防		62 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	—	—	—	—	
190	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 カナカケ① (対馬市豊玉町嵯峨字カナカケ473-1)	堤防		60 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
191	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 有松浦 (対馬市豊玉町大字嵯峨字有松浦144~179)	護岸		325 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
192	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 大石 (対馬市豊玉町大字嵯峨字大石イー184 ～ホ197)	護岸		172 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
193	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 ヒラシロ (対馬市豊玉町大字佐志賀字ヒラシオ 440～399)	堤防		36 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
				護岸		62 m	—	—	—	—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
194	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸貝鮎地区 フカリ (対馬市豊玉町大字嵯峨字カナカケ473- 1)	堤防		124 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作地 民家	
				護岸		70 m	—	—	—	—	—	
				水門 (樋門)		2基	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	—	—	—	—	
195	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸唐洲地区 アヨウ (対馬市豊玉町大字唐洲アヨウ278～宇 山形へ-300)	護岸		115 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
196	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸廻地区 エクシ (対馬市豊玉町大字廻字578～581)	護岸		60 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
197	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸廻地区 ケコシ (対馬市豊玉町大字廻字ケコシ4075-1～ 409)	護岸		56 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
198	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸廻地区 アルモ (対馬市豊玉町大字廻アルモ578～581)	護岸		170 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
199	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸廻地区 池田 (対馬市豊玉町廻字池田412～568)	堤防		162 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作地	
				護岸		261 m	—	—	—	—	—	
				消波堤		310 m	—	—	—	—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
200	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸唐洲地区 カイスミ (対馬市豊玉町大字唐洲字カイスミ734～ 字カデ682)	護岸		227 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
201	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸貝口地区 テナシ浦 (対馬市豊玉町大字貝口字テナシ浦1- 126～127)	堤防		44 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
				護岸		16 m	—	—	—	—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	—	—	—	—	
202	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸貝口地区 タクモデ① (対馬市豊玉町貝口字タクモデ324～ 332-第2)	護岸		50 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
203	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸貝口地区 寺浦 (対馬市豊玉町貝口字寺浦153-151)	堤防		62 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
				護岸		73 m	—	—	—	—	—	
203	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸貝口地区 寺浦 (対馬市豊玉町貝口字寺浦153-151)	水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
				護岸		85 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
204	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸貝口地区 大タダ (対馬市豊玉町大字貝口字大タダロ-265 ～293-12)	護岸		85 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
205	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸貝口地区 タクモデ② (対馬市豊玉町大字貝口字タクモデ319)	護岸		36 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
206	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐保地区 イキシ (対馬市豊玉町大字佐保字イキシ751～ 大字貝口字比須浦194)	護岸		391 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
207	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐保地区 ヲロノ (対馬市豊玉町佐保字ヲノクチ790-1)	護岸		38 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
208	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐保地区 瀬入道 (対馬市豊玉町大字佐保字瀬入道786～ 788)	護岸		50 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
209	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐保地区 トウノ浦① (対馬市豊玉町佐保字トウノ浦651～638-3)	堤防		59 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
				護岸		53 m	—	—	—	—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—		
210	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐保地区 タントウ (対馬市豊玉佐保字タントウ612)	護岸		64 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	<p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
211	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐保地区 トウノ浦 (対馬市豊玉町大字佐保字トウノ浦651～651-3)	護岸		383 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
212	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸ピワ坂地区 ピワ坂 (対馬市豊玉町佐保字ピワ坂63～ススエ791)	堤防		44 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
				護岸		88 m	—	—	—	—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—		
213	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸卯麦地区 ハトオキ (対馬市豊玉町卯麦ハトオキ1～柿ノ木20)	堤防		50 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	<p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
				護岸		418 m	—	—	—	—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—		
214	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸卯麦地区 糖浜 (対馬市豊玉町卯麦字若木634-2～629-8)	堤防		161 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作地	<p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
				護岸		295 m	—	—	—	—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—		

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
215	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸卯麦地区 オロノ浦 (対馬市豊玉町大字卯麦字ヲロノ浦110)	堤防		49 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	—	—	—	—	
216	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸卯麦地区 ソウサキ (対馬市豊玉町大字卯麦字ソウサキ83-1)	堤防		61 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	<p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
217	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸卯麦地区 中山 (対馬市豊玉町大字卯麦字中山31～32)	堤防		53 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	<p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	—	—	—	—	
218	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸卯麦地区 柿ノ木 (対馬市豊玉町大字卯麦字柿ノ木11～13)	540へ取込		—	—	—	—	—	—	<p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
219	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸卯麦地区 カマクリ (対馬市豊玉町卯麦字カマクリ585～オキナ番外)	堤防		39 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作地 民家	
				護岸		279 m	—	—	—	—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
220	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸卯麦地区 トウセン (対馬市豊玉町卯麦字トウセン78)	護岸		64 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
221	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 ソノカマ ((対馬市豊玉町大字佐志賀字ソノカマ207～206)	護岸		303 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		
222	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 アシジ① (対馬市豊玉町大字佐志賀字アシジ129 ~169)	堤防		106 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>	
				護岸		37 m	—	—	—	—	—		—
				水門 (樋門)		2基	—	—	—	—	—		—
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	—	—	—	—		—
223	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 横瀬浦 (対馬市豊玉町大字佐志賀字横瀬浦235 ~254)	堤防		62 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>	
				護岸		40 m	—	—	—	—	—		—
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—		—
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	—	—	—	—		—
224	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 ササバ (対馬市豊玉町大字佐志賀字ササバ312 ~348)	堤防		122 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—		—
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	—	—	—	—		—
225	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 フタマタ (対馬市豊玉町佐志賀字フタマタ374)	堤防		57 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—		—
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	—	—	—	—		—
226	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 ヒラシオ (対馬市豊玉町大字佐志賀字ヒラシオ 399)	538へ取込		—	—	—	—	—	—	—	

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
227	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 スス (対馬市豊玉町大字佐志賀字スス443)	堤防		71 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	—	—	—	—	
228	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 シナイリ (対馬市豊玉町大字佐志賀字シナイリ262-1)	堤防		51 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	—	—	—	—	
229	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 横瀬浦② (対馬市豊玉町大字佐志賀字横せ浦ハ-257~イ-257)	護岸		102 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
230	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 アシジ (対馬市豊玉町大字佐志賀字アシジ203-2~191)	護岸		169 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
231	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 在所 (対馬市豊玉町大字佐志賀字在所10~在所4)	護岸		147 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
232	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 ホシヤリ (対馬市豊玉町大字佐志賀字ホシヤリ539)	護岸		70 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
233	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 大ダマ (対馬市豊玉町大字佐志賀大字大ダマ225)	護岸		45 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
234	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 コサシカ (対馬市豊玉町大字佐志賀字コサシカイ-106~118-1)	護岸		271 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
235	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸仁位地区 ヤニヤリ (対馬市豊玉町大字仁位字ヤニヤリイ-4-4)	堤防		62 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	—	—	—	—	
236	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸仁位地区 和宮 (対馬市豊玉町大字仁位字和宮51-1)	護岸		39 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
237	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸志多浦地区 妙田 (対馬市豊玉町大字志多浦字妙田42～64)	護岸		98 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
238	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸志多浦地区 トウノ浦② (対馬市豊玉町志多浦字トウノ浦82～72)	護岸		105 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
239	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸小綱地区 梅木② (対馬市豊玉町大字小綱字梅木416-9)	護岸		149 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
240	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸小綱地区 梅木① (対馬市豊玉町小綱字梅木372～379-1)	堤防		55 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
				護岸		104 m	—	—	—	—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	—	—	—	—	
241	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸小綱地区 弓ヶ浦 (対馬市豊玉町小綱字弓ヶ浦471～水ヶ浦421)	堤防		108 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
				護岸		347 m	—	—	—	—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	—	—	—	—	
242	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸銘地区 コチクラ (対馬市豊玉町大字銘字コチクライ-7～カチヤリ80)	護岸		476 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
243	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸田地区 根緒先 (対馬市豊玉町大字田字二又64～根尾崎4)	護岸		276 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
244	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸田地区 丸島 (対馬市豊玉町大字田字田島107～シリカケ60)	護岸		115 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	
245	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸田地区 魚入 (対馬市豊玉町田字魚入り110～オモト134)	護岸		543 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		
246	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸田地区 田浦 (対馬市豊玉町大字フナグラ1098-1～ 1099-3)	堤防		83 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作地 民家	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 	
				護岸		34 m	—	—	—	—	—		—
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—		—
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	—	—	—	—		—
247	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸田地区 オシタ (対馬市豊玉町大字田字ヲシタ1114～ア カサキ1164)	護岸		229 m	—	—	—	豊玉町の一部	耕作放棄地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 	
248	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸吉田地区 橋辺 (対馬市峰町大字吉田字橋辺1124-3～ 1120-1)	護岸		335 m	—	—	—	峰町の一部	耕作放棄地		
				突堤		1基 62m	—	—	—	—	—		—
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—		—
249	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸吉田地区 カシソプロ (対馬市峰町大字吉田字カシソプロ33-1 ～41-イ)	堤防		210 m	—	—	—	峰町の一部	耕作放棄地		
				水門 (樋門)		1基	—	—	—	—	—	—	
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	—	—	—	—	—	
250	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸佐賀地区 白帽子 (対馬市峰町大字賀佐白帽子4-1)	護岸		51 m	—	—	—	峰町の一部	耕作放棄地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 	
251	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸木坂地区 草場 (対馬市峰町大字木坂字草場548～551)	堤防		40 m	—	—	—	峰町の一部	耕作放棄地		
252	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸木坂地区 和原 (対馬市峰町大字木坂字和原564～567)	護岸		75 m	—	—	—	峰町の一部	耕作放棄地		
253	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸木坂地区 保利 (対馬市峰町大字木坂字保利568～570)	堤防		110 m	—	—	—	峰町の一部	耕作放棄地		

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
254	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸青海地区 ウシツキ (対馬市峰町大字青海ウシツキ492～ 497)	護岸		100 m	—	—	—	峰町の一部	耕作放棄地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
255	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸津柳地区 チンダ (対馬市峰町大字津柳字チンダ334～ 597)	護岸		40 m	—	—	—	峰町の一部	耕作放棄地	
256	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上県海岸西津屋地区 立石 (対馬市上県町西津屋字立石2～149)	堤防		233 m	—	—	—	上対馬町の 一部	耕作放棄地	
				護岸		233 m	—	—	—	—	—	
257	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸大浦地区 白浜 (対馬市上対馬町大浦字白浜段1051～ 1053)	護岸		48 m	—	—	—	上対馬町の 一部	耕作放棄地	
258	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸大浦地区 白浜段 (対馬市上対馬町大浦字白浜段1051～ 1053)	護岸		34 m	—	—	—	上対馬町の 一部	耕作放棄地	

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設